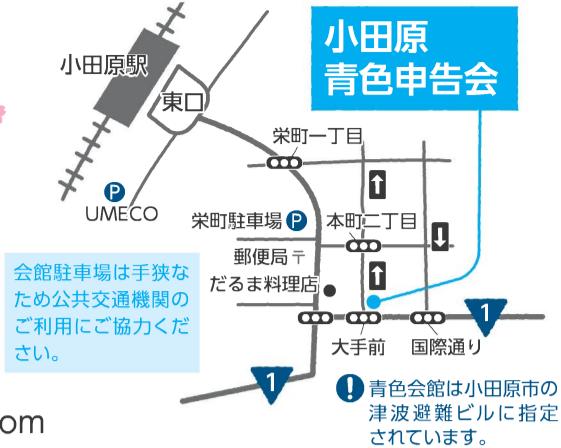


2025
4-5月号
NO.243

あおいといろ 青色十色

「青色十色」は、会員さまと地域の皆さまに小田原青色申告会の活動情報を届ける広報紙です

発行・編集 / 公益社団法人小田原青色申告会 〒250-0012 小田原市本町2-3-24
TEL 0465-24-2611 (代表) E-mail info@aoiro-odawara.com URL https://www.aoiro-odawara.com



小田原青色申告会は、日々の帳簿の付け方から確定申告まで、個人事業主の方や不動産収入がある方をサポートする公益社団法人です

下記指導会等のお問い合わせ・ご予約はこちらへ
まずは一度、お気軽にご連絡ください!

事業課

TEL 0465-24-2614 (平日9時~17時)
E-mail soudan@aoiro-odawara.com



日々の記帳

決算

確定申告

すべて
予約制です

スムーズな確定申告のためには、日々の準備が大切です。2月~3月の確定申告に向けて、当会では次のとおり、年間を通じて指導会等を予定しております。ぜひ、青色申告会を最大限にご活用ください。

4月
~11月

△青色個別指導会(4月~11月)

個人事業主さんの不安・疑問・質問を個別指導で随時解消します!

△源泉所得税・年末調整指導会(7月・1月)

専従者・従業員のいる事業主さんの事務も安心です

△減価償却計算書の郵送(11月)

複雑な減価償却費の計算・記入の手間がかかりません

12月

△決算「準備」指導会

不明な点は年内に解消しておき、年明けには決算書を完成させられるように準備しましょう

1月

△決算「確認」指導会

完成した決算書に不安な点がある場合は、こちらの指導会にご参加ください

2月

△確定申告指導会場(所得税)

完成済の決算書&来場日時の事前申込でスムーズに所得税の申告が完了

3月

△消費税申告指導会場(課税事業者の方のみ)

3月16日~31日の期間で開設。こちらも来場日時の事前申込でスムーズに申告(消費税処理料別途)

事業を始めたけど、日々の記帳?減価償却費?
専門用語が多くてなにがなんだかわからない…

おまけに消費税のインボイス制度…?
自分には関係あるのかないのか、よくわからないことが多すぎる…

そのお悩み、まずは相談してください!

青色個別指導会

会員以外の方も
無料 予約制

期間
※平日のみ
4月14日(月)~25日(金)
5月19日(月)~30日(金)

期間内にご都合が付かない場合は、ご遠慮なくお問い合わせください。

持ち物

実際に使用されている帳簿等、参考になるもの過去2年分の決算書控・申告控
※お持ちの方のみ

わからないことは
気軽に相談してね!

受付 9時~最終16時受付
(指導時間はお一人50分程度)

会場 青色会館1階

次の項目に一つでも当てはまる方は、
青色個別指導会にご参加ください。

- 新規開業された方や、新規にご入会いただいた方
- 減価償却資産を購入された方
- 日々の帳簿の付け方に不明点がある方
- 消費税の確定申告が初めての方や、不明点がある方
- 小規模企業共済などの節税対策を検討中の方

記帳支援事業(公益目的事業)

記帳処理サービス(有料)

日々の記帳から、事業・不動産の決算、所得税・消費税の確定申告まで、専属の担当者がマンツーマンで対応させていただく安心のサービスです。左記の年間スケジュールとは別に、担当者との個別の約束にて定期的にご来会いただき、申告完了までサポート致します。

開業したばかりなどご自身だけでの記帳・申告に不安のある方はもちろん、節税効果の高い「青色申告特別控除65万円」の適用を目指したい方にもおすすめのサービスです。

専属担当者が記帳から申告までをサポート!

青色申告特別控除65万円



65万円を差し引いて
申告するから節税できるよ
担当者制で安心!

記帳処理サービスとは

専属の担当者制により、節税効果の高い「青色申告特別控除65万円」を適用できる記帳の処理システムを、安価な費用負担で提供しています。
(処理料は全額必要経費)

料金

記帳処理サービス料金は売上金額や消費税の申告内容により異なります。
詳しくはお問合せください。
(年会費が別途かかります)

税理士関与の方は税理士にご相談ください

事業(営業・農業)を営んでいる方は特に注意が必要です!
記帳と帳簿の保存をしていないと、「事業所得」ではなく「業務に係る雑所得」とみなされる場合があります。

収入金額	記帳・帳簿書類の保存あり	記帳・帳簿書類の保存なし
300万円超	概ね事業所得	概ね業務に係る雑所得
300万円以下	業務に係る雑所得	業務に係る雑所得

これまでと比べ各種税金が高くなる可能性があります。

事業所得の専従者給与や
専従者控除が受けられない

事業が赤字であっても
他の所得と相殺できない

青色申告のメリットが
受けられない

青色申告のメリット
青色申告の特別控除
3年間の損失の繰越控除
少額減価償却資産の特例

詳しくは青色個別指導会にて!

生活習慣病予防健診で「あなたの健康」を見直そう

病気は早期発見が大事!!

申込締切
4月18日(金)

費用をおさえ、
内容充実の健診

生活習慣病健診4つのコースを
会員価格 で受付中 (お申込は会員同封の
黄色い往復ハガキ)

各種オプションあります(ハガキでご確認ください)

生活習慣病健診日程

青色会館3階 小田原市本町2-3-24

5月20日(火)、5月21日(水)

レディースデー

小田原アリーナ 小田原市中曾根263

5月24日(土)、5月25日(日)

「青色ファミリー共済1」のご加入者は上記健診で4,000円の補助が受けられます。

公益社団法人・小田原青色申告会会員の皆さまへ

青色ファミリー共済 ①

募
集
入
者

所得補償もあり事業主の強い味方
掛金は全額経費の安心共済

加入年齢は 満15歳~69歳まで(70歳終期)
保険料は 満15歳~49歳 4,000円
満50歳以上 4,500円

詳しくはパンフレットをご覧ください

お申込み・お問い合わせは 小田原青色共済株式会社 TEL 0465-24-1112